



島根県報

平成26年12月24日（水）

号外 第 168 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務 の範囲等を定める規則の一部を改正する規則	（健康推進課）	2
児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正す る規則	（青少年家庭課）	3
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	3

公布された条例等のあらまし

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則（規則第88号）

1 規則の概要

児童福祉法に基づく事務のうち、当分の間、松江市が処理する事務は、次に掲げる事務とすることとした。（附則第2項関係）

- (1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る事項の変更の届出の受理
- (2) 医療受給者証の再交付

2 施行期日

平成27年1月1日から施行することとした。

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第89号）

1 規則の概要

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（別表第2関係）

2 施行期日

平成27年1月1日から施行することとした。

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第90号）

1 規則の概要

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整理（様式第9号関係）

2 施行期日

平成27年1月1日から施行することとした。

規 則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第88号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則（平成12年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（児童福祉法に基づく事務に係る経過措置）

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第61号）附則第3項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の9第3項の規定による変更の届出の受理
- (2) 児童福祉法施行規則第7条の23第1項の規定による医療受給者証の再交付

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第89号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考4中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第90号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。
